

白井市文化センターのあり方に関する方針

令和5年5月2日

白井市教育委員会

白井市文化センターのあり方検討委員会からの提言を踏まえ、白井市文化センターのあり方に関する方針を下記のとおりとする。

記

文化センターは、施設全体及び全館（大ホール、中ホール、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館、エントランス等共用スペース）存続とする。

また、改修にあたっては市の財政状況を十分に踏まえたうえで内容を検討すると共に、既存不適格部分の改修を適切に行う。

なお、一部機能の縮小や廃止はやむを得ないが、改修時に更新が必要な設備や機器などは、利用者が使いやすいものを導入する。

以下、個別の施設については、

- 1 文化会館大ホールは存続とする。ただし、規模は維持し、機能（舞台機構、舞台音響、映像設備）は縮小する。

また、利用者、来館者に対する安全性の確保を前提とした改修内容とする。

- 2 文化会館中ホールは存続とする。ただし、一部機能は廃止する。

また、用途変更、収益施設や他公共施設機能の導入などを検討し、スペースを有効活用する。

- 3 図書館は存続とする。ただし、規模（蔵書数・面積）は縮小し、社会変化に合わせた利用形態や他の公共施設の移転など、新たな機能を導入する。

- 4 郷土資料館は存続とする。ただし、展示室の規模は縮小し、余剰面積を収蔵スペースへ転用、さらなる収蔵場所の確保は文化センターの内外への収蔵機能を移設させることとし、デジタルアーカイブ化、近隣自治体との広域連携等の方策を検討する。

- 5 プラネタリウム館は存続とする。ただし、一部機能の縮小や廃止を検討する。

- 6 共用部分は、エントランスホールはミニコンサートやワークショップなどのイベント会場としての活用、現在空きスペースとなっている喫茶スペースをコワーキングスペースや飲食スペース等への活用、外部空間（前庭・中庭）との一体的な利用を検討する。

また、検討にあたっては、外部からも利用方法について意見を求め、その際は安全性に配慮したものとする。